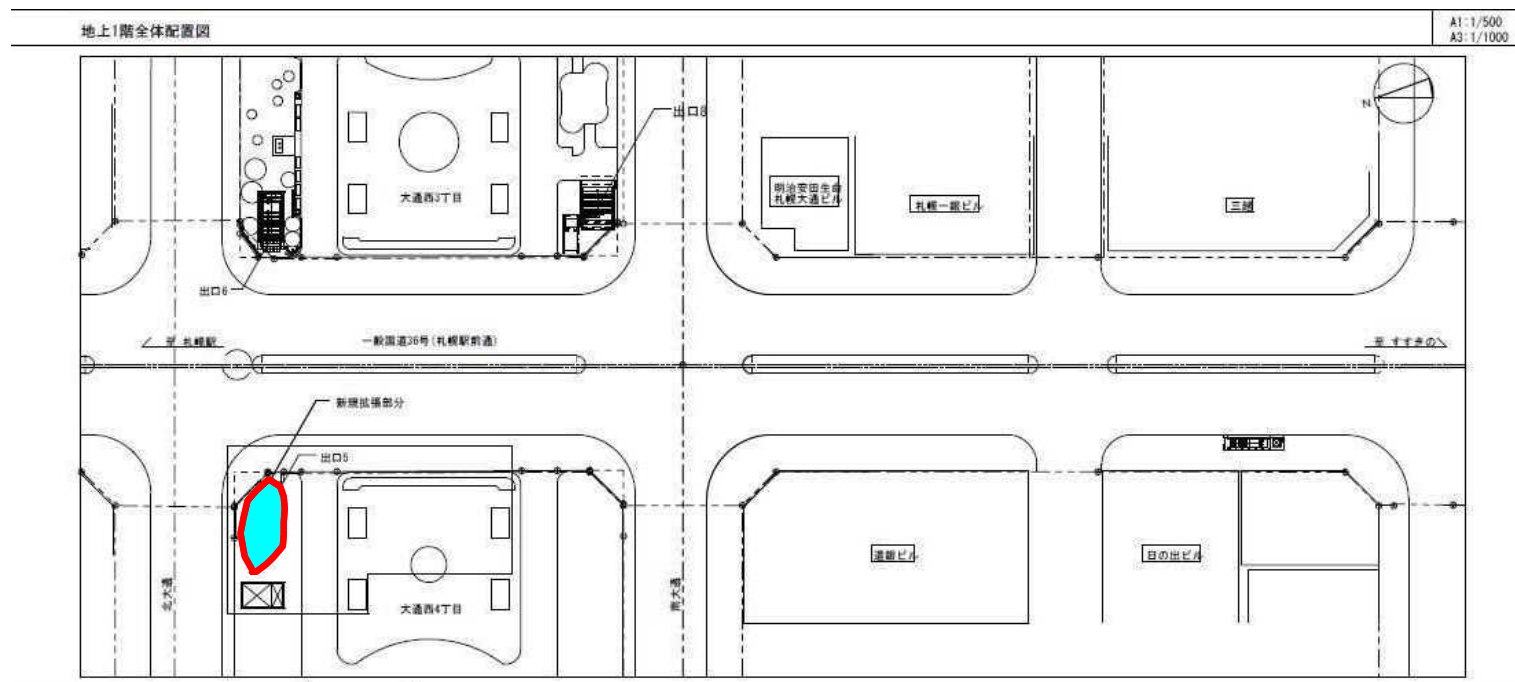
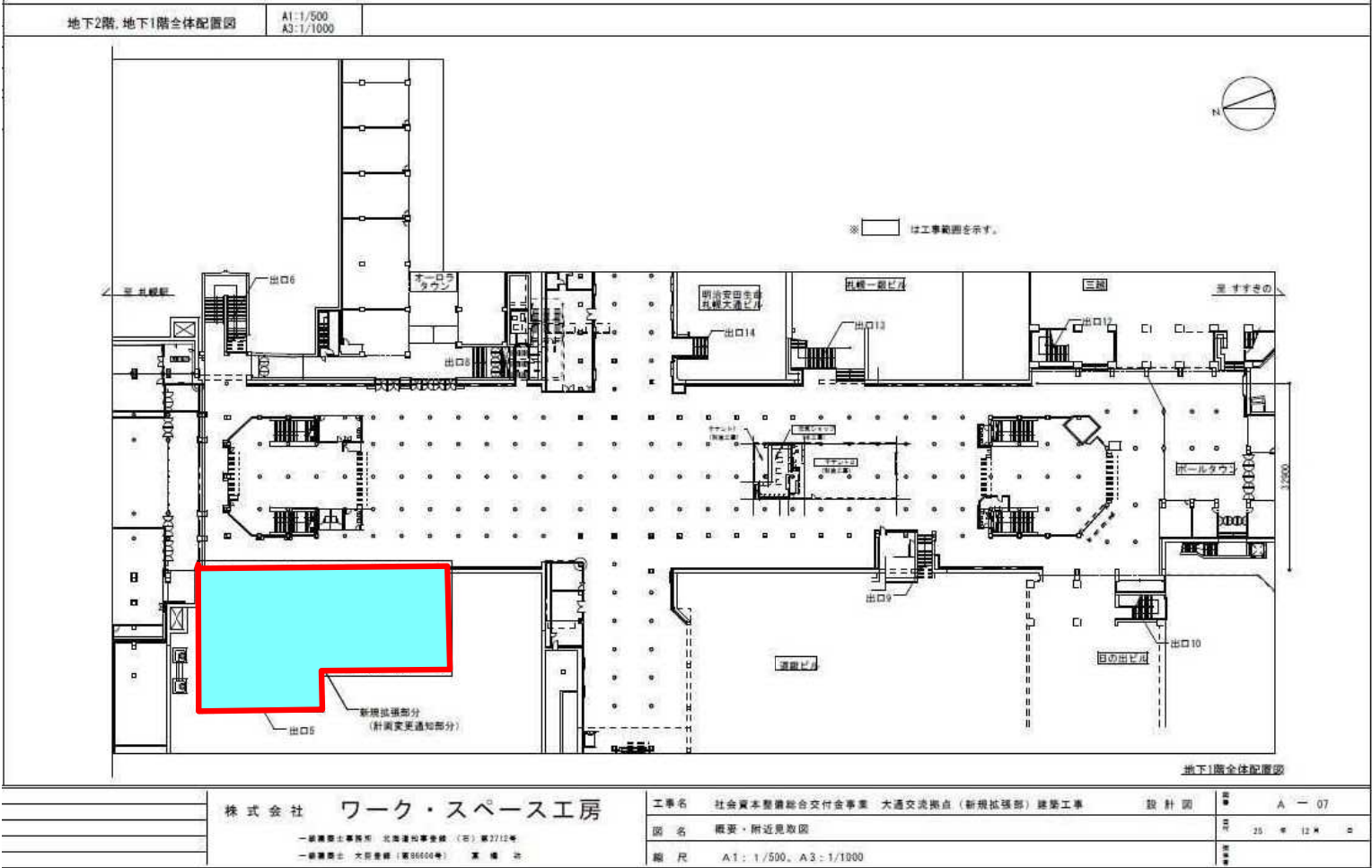
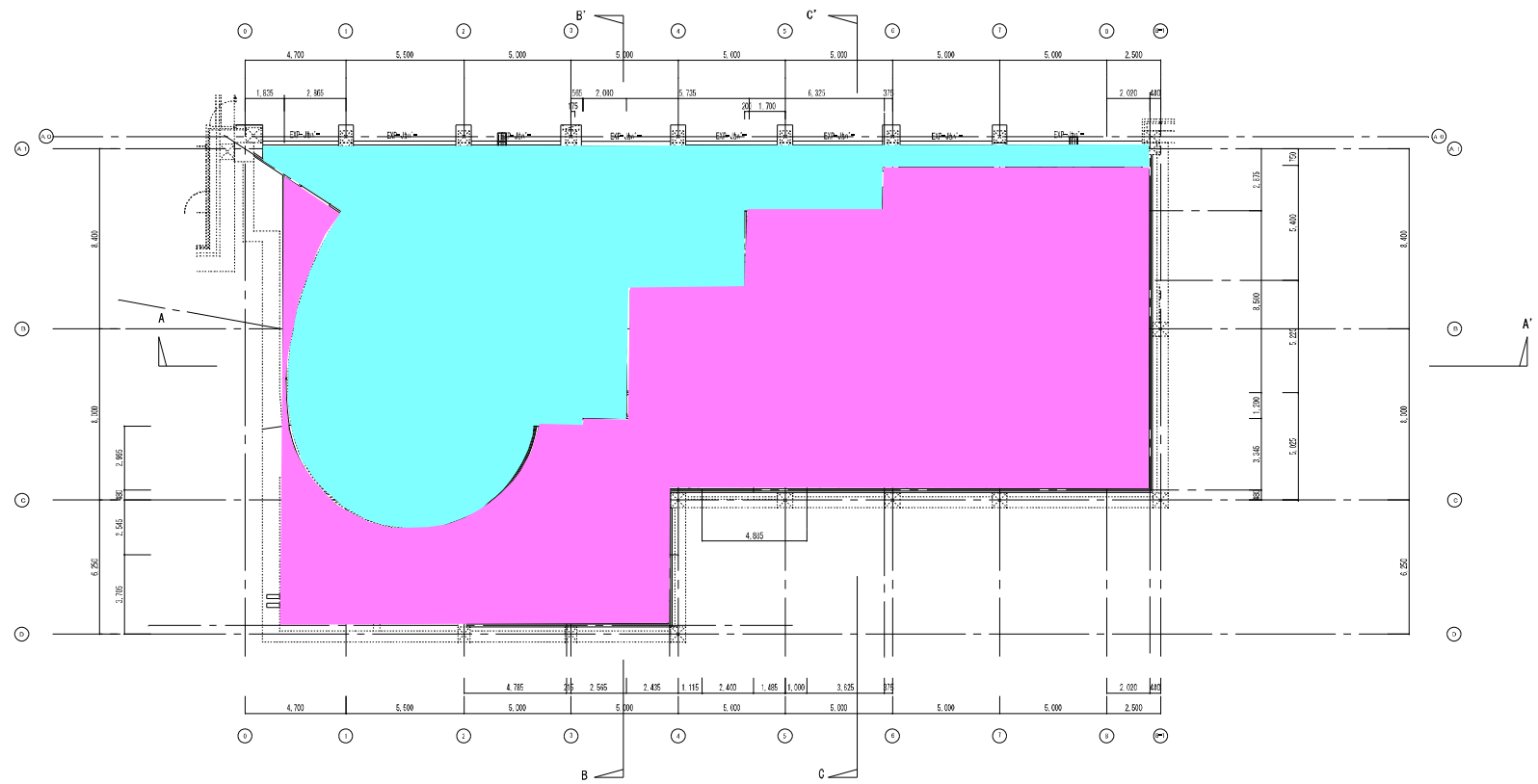




仕様書別紙 1





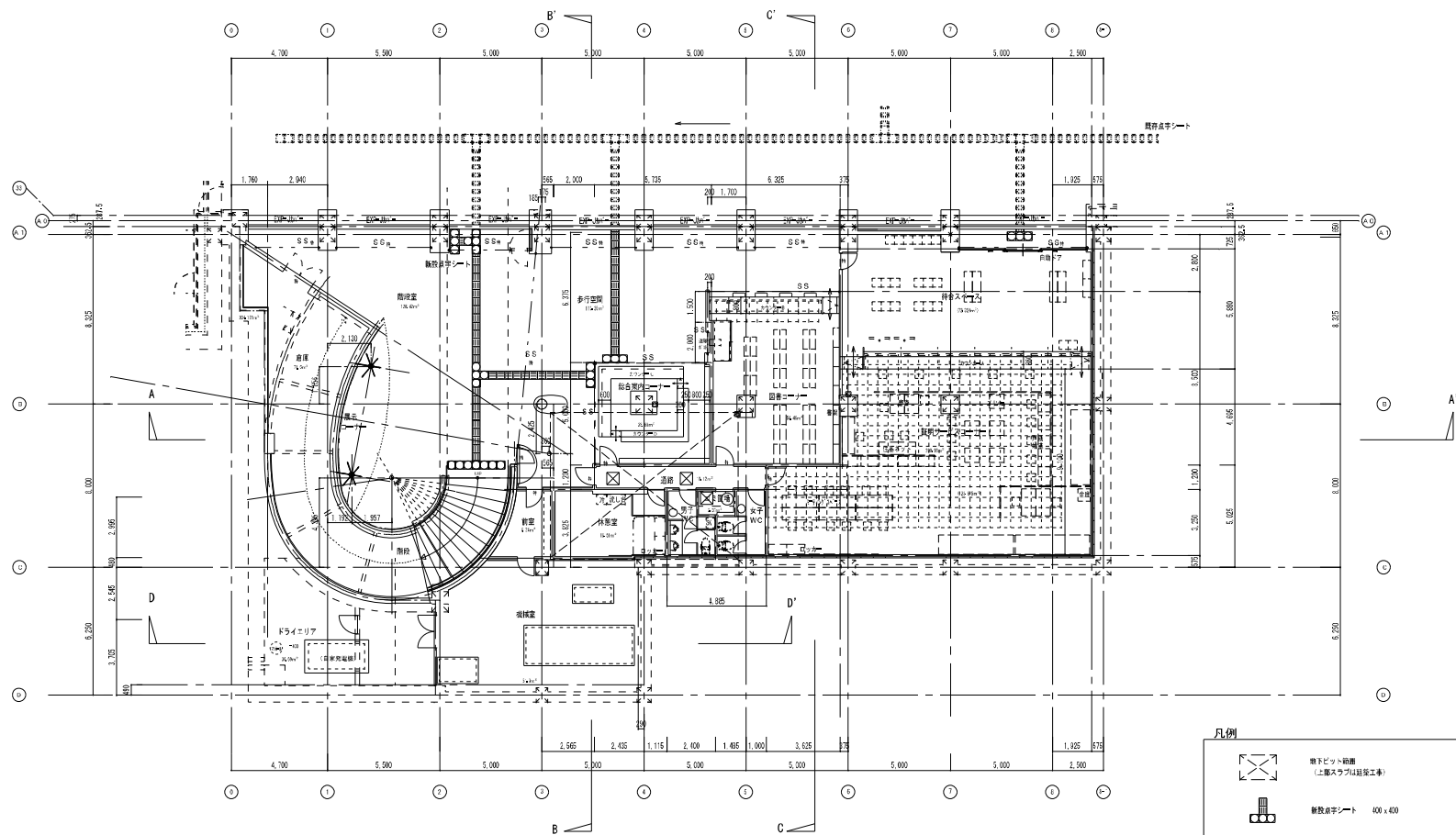
行政施設

出口 5 階段・歩行空間

地下1階手渡図

OAフロアー範囲

電動防火シャッター (特定防火設備)



地下部平面図

凡例



地下部柱脚
(上層スラブは延長工事)



鉄骨柱シート 600 x 400



OAフロア範囲



電動防火シャッター (特定防火設備)



消火器設置

株式会社 ワーク・スペース工房

一級建築士事務所 北海道札幌市中央区南一条西五丁目2番12号

一級建築士 大田 昌雄 (第18901号) 専 業 技 士

工事名 社会資本整備総合交付金事業 大連交通拠点新築低層建築工事

図 名 地下部平面図

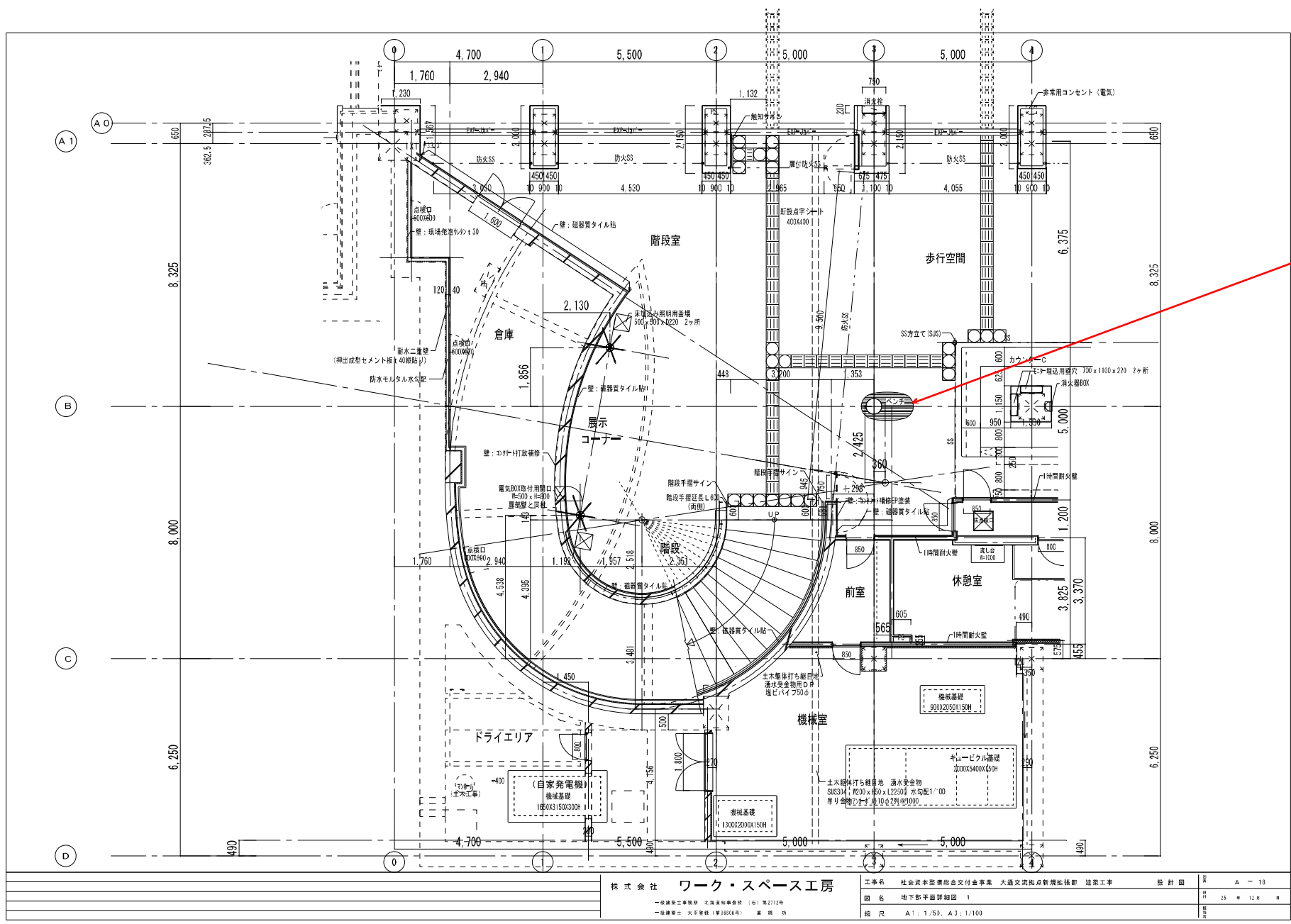
縮 尺 A1: 1/100, A3: 1/200

図 号 A-011

日 付 25. 2. 28

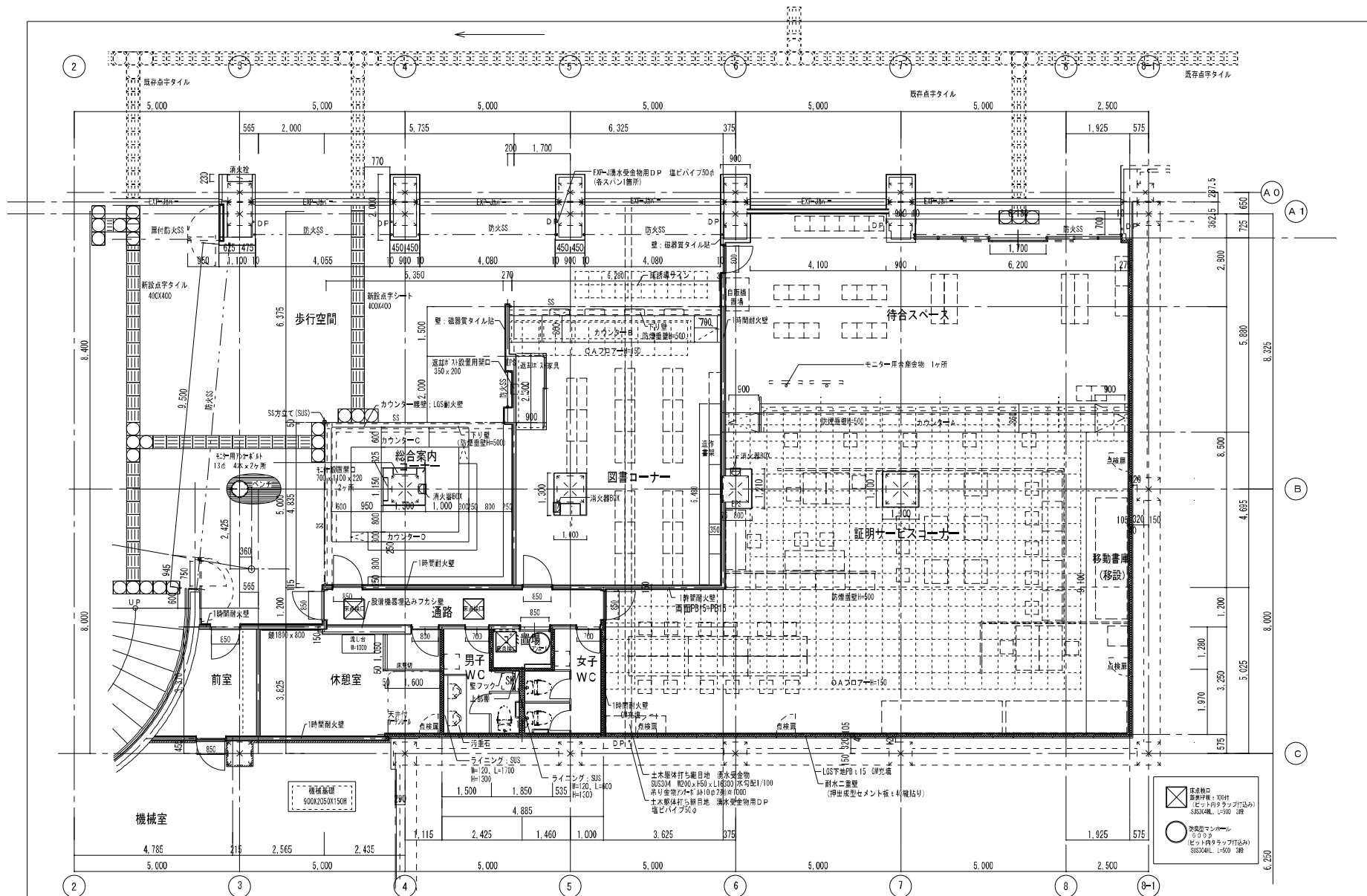
作 者

校 正



撤去済み

株式会社 ワーク・スペース工房		工事名	社会資本整備総合交付金事業 大宮交差点新築拡充計画 建築工事	設計図	第 1 図
一級建築士事務所 北海道建設事務所 (株) 第2712号		図名	地下部平面詳細図 1	縮尺	25 m 12 m
一級建築士 大宮建設 (株) 第1806号		縮尺	A1: 1/50, A3: 1/100	縮尺	25 m 12 m



株式会社 ワーク・スペース工房

— 建築士事務所 北海道建設士会 (株) 第212号
— 建築士 大庭貴雄 (第1006号) 業 種 図

工事名	社会資本整備総合交付金事業 大連空港旅客ターミナル 建築工事	設計図	第 19
図 名	地下部平面図 2	図 25	※ 12 R II
縮 尺	A1: 1/50, A3: 1/100		

平成 2 6 年度

『社会資本整備総合交付金事業 大通交流拠点(新規拡張部)ほか冷暖房衛生設備工事』

(新規拡張部冷暖房衛生設備工事)

図面リスト

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
0 1 / MS	特記仕様書 1	—	1 1 / MS	衛生設備 機器表、器具表	—
0 2 / MS	特記仕様書 2	—	1 2 / MS	衛生設備 屋外平面図	1/100
0 3 / MS	特記仕様書 3	—	1 3 / MS	衛生設備 地下平面図、平面・断面詳細図	1/100, 1/50, 1/30
0 4 / MS	附近見取図、配置図	1/2500, 1/500	1 4 / MS	衛生設備 平面・断面詳細図	1/50, 1/30
0 5 / MS	空調・換気設備 機器表	—	1 5 / MS	消火設備 地下平面図	1/100
0 6 / MS	空調設備 地下平面図、断面詳細図	1/100	1 6 / MS	屋内消火栓設備 地下 1 階全体平面図(参考)	1/300
0 7 / MS	空調配線設備 地下平面図	1/100	1 7 / MS	連絡送水管設備 地下 1 階全体平面図(参考)	1/300
0 8 / MS	換気設備 地下平面図、平面詳細図	1/100, 1/50	1 8 / MS	衛生器具対照表	—
0 9 / MS	排煙設備 地下平面図、断面詳細図	1/100, 1/200, 1/50			
1 0 / MS	換気・排煙設備 断面詳細図	1/50			

図面リスト

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
0 1 / MG	特記仕様書 1	—	1 1 / MG		
0 2 / MG	特記仕様書 2	—	1 2 / MG		
0 3 / MG	特記仕様書 3	—	1 3 / MG		
0 4 / MG	附近見取図、配置図	1/2500, 1/500	1 4 / MG		
0 5 / MG			1 5 / MG		
0 6 / MG			1 6 / MG		
0 7 / MG			1 7 / MG		
0 8 / MG			1 8 / MG		
0 9 / MG					
1 0 / MG					

特記仕様書

- Ⅰ. 工事名称 社会資本整備総合交付金事業 大通交通拠点(新規拡張部)ほか冷暖房衛生設備工事
(新規拡張部冷暖房衛生設備工事)
- Ⅱ. 工事概要
1. 工 事 場 所 札幌市中央区大通区4丁目(地下鉄大通駅)
2. 建物構造及び工事内容 大通交通拠点の新機体部(鉄骨コンクリート造地下1階附帯、延面積83㎡)に係る冷暖房衛生設備工事を行う。

3. しゅん功開閉 契約書に示す着工の日から平成27年 1月2日まで

4. 部分引渡し 部分引渡しの時期: 平成 年 月 日まで
引渡しの範囲:

Ⅲ. 工事仕様

1. 図面及び仕様書に記載されている事項はすべて国土交通省大臣官庁審判庁審判部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成25年版、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成25年版、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成20年版、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成25年版、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成25年版によるほか、札幌市建設工事費算定規約等により、工事を履行するものとする。
2. 監理項目

- (1) 項目は番号に示すものを用いる。
(2) 特記事項は○印のついたものを用いる。

Ⅳ. 一般事項

- ① 適用法規等 建築業法および関係法令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。
2. 特種等 札幌市建設工事費算定の約款第8条に基づく特種等物の対象となつてゐる工事材料、施工方法等。
- ③ 工事提出書類 工事費の精算後5年以内(監理技術者)に工事手帳、工事工程表、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等指定通知書(各2部)、使用資材簿(各2部)等を「機械設備工事費算定標準仕様書及び施工要領書」(平成25年度版)により提出するものとする。
- ④ 機材及び材料 設計図書に仕様により指定し、監理職員に使用資材簿、承認図、品質性能等の資料を提出し承認を得ること。
- 「建築材料・設備材料等品質性能評価事業 設備材料等評価名簿」(注)公共建築協会編)の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。本工事に使用する主要資材のうち、市内で産出、生産または製造される資材等(注)環境省が指定である場合は、これを優先的に使用するものとする。
- ⑤ 運送品目の使用 本工事に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転監督および関係資材への手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
- ⑥ 工事環境 ●A型 ○B型 (仕様は、特記仕様書3 工事環境による)
- ⑦ 監督員監助 ○10㎡以内 ○20㎡以内 ○30㎡以内
- ⑧ 火災保険等 工事目的および工事材料等に火災保険、建設工事保険、総立保険等の火、1以上の保険(火災に対する保証を含むもの)を付保するものとする。(保険期間:しゅん功期間+14日)
- ⑨ 実施工程表 施工計画書等 第3次先立実施工程表、施工計画書等を提出すること。施工計画書は「機械設備工事費算定標準仕様書及び施工要領書」(平成25年度版)の施工計画書作成要領によるものとする。
- ⑩ 工事月報 工事工程表を作成し、監督職員に提出すること。
- ⑪ 現場管理 現場代理人を責任者とし、関係法令に従つて事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生の恐れがある場合には、監督職員と協議し適切な処置をとること。
- ⑫ 安全衛生管理 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特許労働者等としての指名をする場合がある。また、敷地内の防犯警備については、工事の安全確保のため適切に行うこと。
- ⑬ 監督職員の立会い 図解、発注工事、スレープ入れ、主要機種の搬入・据付および試験運転時には、監督職員の立会いの上に行うものとする。
- ⑭ 主任技術者資格 管工事に係る主任技術者は、原則として1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。
- ⑮ 監理技術者資格 管工事に係る監理技術者は、建築業法による監理技術者の資格を有する者及び国土交通大臣の認定を受けた講習を修了した者とする。建築能力開発促進法第5章による技能検定に合格し資格を有する者とする。指定職種技能率は1名以上とする。ただし、作業が軽微な場合は監督職員と協議の上を省略することができる。技能者の運用は下記の指定職等とし、従事する技能士の氏名、職種及び資格の等級等を監督職員に提出すること。(指定職種:冷暖房設備の配管施工、熱源配管施工、建築設備(ボイラ等)配工、配管施工)
- ⑯ 専門工事業者選定通知書 受注者は第1次下請業者を選定したときは、直ちに専門工事業者選定通知書を監督員へ提出するものとする。ただし、設計金額250万円超の工事について第1次下請業者として市内企業(札幌市内に

建設業許可における主たる営業所を有する者以外の者)を選定したときは、その選定理由を記載すること。なお、これらの名を変更・追加した時も同様とする。

- ⑰ 工事業績情報の登録 請負代金額が500万円以上の場合を対象とする。
- ⑱ 公共建築工事標準仕様書1、1、4事項のこと
- ⑲ 臨時検査 発注者の工事実施工程における検査の高齢
- ⑳ 臨時技術者派遣 発注者が必要と認めた場合に付く検査
- ㉑ 中間検定検査 工事実施工程における技術検査
- ㉒ 実施検査は原則年度により行うこと。
- ㉓ 工事しゅん功時提出書類 工事終了後すやかに、工事しゅん功図(2部)、施工庁検査許可書等(一式表を作成)、工事写真、各種測定表、しゅん功図(●原図1部、製本4部(A4版4部、版部)、○マイラー縮小原図 部1部) ●竣工図(製本1部)打合記録簿等(監督職員の指示による)を提出すること。
- ㉔ なお、工事写真は著作権等(工事写真・完成写真等)の利用を発注者に許諾するものとする。

㉕. 電子納品

- (1) 電子納品は、札幌市「電子納品適用ガイドライン(案)【業務工事編】」に基づいて作成する。詳細は、監督職員と協議する。
- (2) 成果品の提出形態(○電子) 2部
- (3) 設計図CADデータの貸与 ●貸与する ○貸与しない
- 貸与するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成時の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で用いてはならない。
- 貸与したCADデータは、完成後消滅(完全)を要し、履行期間中に複製を作成している場合は、全て削除すること。
- なお、著作権法第2条及び第3章に規定する著作権の権利成は著作権法第2条第3款第2款に規定する著作権者(機械、図面を作成した設計事務所等)に帰する。

- 引渡し、複製代金人は複製権等の取扱い無効。付属品、カギ等については、目的を付して建設現場に引き渡さるものとする。使用取扱い方法については監督員と協議を行うこと。
- ㉖ 図解 設計図書に明記のない場合、または疑いが生じた場合は監督職員と協議する。
- ㉗ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図る目的である間法を遵守し、施工体制の適正化を図ること。

- ㉘ 施工体制台帳等 建設業法並びに公正化法等の対象工事(下請契約の請負金額の合計金額が、3,000万円以上(建設一式工事)にあっては、4,500万円以上のもの)であるが、対象金額未満の工事であっても4,500万円を超えする工事は、施工体制台帳及び施工体系図等の作成又は備え置き等の対象とする(本市への提出は不要)ので要領を監督職員と打合せ。
- (1) 施工体制台帳 受注者は、「工事担当技術者(氏名)」を追加して施工体制台帳を施工現場に備えとするとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の肩書き、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
- (2) 現場の管理 受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の、工事現場において、工事名、工期、監理者、所属会社名及び社印の入った名刺を使用するものとする。

㉙. 建設現場物理情報

- (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となつた場合は次の項目に於ける事項について措置を講ずること。
- ①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を達成して、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処置を図り、生活環境の保全に努めよう。
- ②工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進設計書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。
- ③本法律の対象となつた場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。
- (2) 受注者は、「建設副産物適正処理促進法」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
- ①受注者は、工事着手前に別途指示する「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進設計書」(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。
- (契約金額100万円以上の工事に適用する。)

- ㉚ グリーン購入 「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選択し、グリーン購入の推進に努めること。
- ㉛ その他

1. 上記一般事項の内、監督職員が不要と指示したものは省略できる。
2. 計量単位は国際単位系(SI単位)とする。
3. 公共事業労働費削減 受注者は、札幌市が実施する公共事業労働費削減の対象工事(以下「対象工事」という。)となつた場合には、対象工事の発注に際して行うことにも協力しなければならない。また、対象工事の工期超過後同様とし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (1) 労働基準法に従つて就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及び時間の管理を適切に行い、賃金水準の確保とその保存を行うこと。
- (2) 札幌市が指定する関係調査日時に、指定した公共事業労働費削減対象期間の現場労働者の賃金台帳等による関係調査等を実施し、関係調査を受けること。
- (3) 関係調査の結果、発注者もしくは発注者に代わる者により受注者を訪問し、再調査または指導を行うこととなつた場合は、発注者が自ら協力すること。

- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負業者(当該下請負工事の一部に関わる二次以降の下請負業者を含む)が前各項と同じ義務を負う旨をその契約内容に定めること。
4. 発注者は廃棄物の少ない材料、または含有していない材料の採用に努めること。また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行なうなければならない。
5. 工事の発注にあつては、本市の「環境方針(札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン)」の策定を踏まえ、環境に配慮した施工に努めること。
6. 当該工事における適用法令等の遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覧(適用法令・基準・要綱・指針・基準・関係法規等)を作成し施工計画書に明示すること。また、監督職員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には提出書(等)を提出すること。
7. 当該工事における苦情への対応及び報告書(札幌市指定様式)について、施工計画書に明示すること。また、監督職員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書(等)を提出すること。

●建設機械の選定

1. 建設機械 工事に使用する建設機械は以下による。
- 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年度建設省令第1030号)に基づき、指定された機械を使用する。

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公認型「建設機械の排ガス浄化装置の開発」。またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車法第5条第2項に排出ガス基準が定められている自動車の類別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

その等価に設計に近似的に監督職員の指導を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真を取り、監督職員に提出するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

対象機種	型 式	規 格
バックホウ	油圧式のロータリー	ディーゼルエンジン
ブルドーザ	油圧式、油圧、リッパ駆動	(エンジン出力7,6KW以上200KW以内)を記載し
トラクターショベル	油圧式	ディーゼルエンジンを記載し
電動発電機	可動式、油圧駆動機を含む	建設機械に接続。
空気圧縮機	可動式	ただし、道路運送車法第5条第2項に排出ガス基準を受けている建設ローラ
ローラ	ロータリー、リッパ、油圧式	建設機械に接続。
ホイールクレーン	フッククレーン	

●発注者の選定・処分

- ① 発注者選定・処分に係る関係法令の遵守 発注者の基礎及び情報に関する法律等関係法令を遵守する。
- ② 発注者の分別 排出物に環境で搬入するリサイクル施設・処理施設に合わせた分別することと原則とする。
- ③ 産業廃棄物処理・処分 排出事業者(元請)は、収集運搬業者・処分業者にそれぞれ委託し、書面に於いて契約することと原則とする。
- 又、運搬・処分にあつてはマニュアルにより明確にすることを原則とする。ただし、アスベスト含有製品の処理については、別項「アスベスト含有製品の処理等」による。
- ④ 発注者の処分 本工事で発生する建設副産物の処理方法は下記のとおりとする。また、処理施設については、原則として市内外の処理施設とし搬入条件等を協議の上、事前に監督職員と協議すること。なお、アスファルトコンクリート塊は下記の処理施設へ搬出することとし、搬出先等の指定なきものは「産業廃棄物処理業者名簿(URL:www.city.sapporo.jp/seisn/jyogousa/sanha_m_eibo/sanha_meibo.html)」を参照し、適切に処分すること。

(1) 再生資源化施設へ搬出

- アスファルトコンクリート塊 (指定搬出先)
- 東札幌場(東区東札幌5条1丁目1番5号)
- 西札幌場(西区東区10条1丁目1番5号)
- 豊平・南札幌場(豊平区西園521番地)
- コンクリート塊・コンクリートブロック
- 金属くず
- 木くず
- 廃棄物
- 廃石膏ボード
- 廃プラスチック類
- 蛍光灯管

- (2) その他の施設へ搬出
- ガラス・陶磁器くず
- コンクリートくず・軽質ブロック・レンガ類
- A型のバネ
- アスファルト防水材
- 汚水
- 汚泥、雨水カーキ

- 建設発生物の処理 ●指定場へ搬出(●焼却 ○焼却し)
- 受入先(新厚板8県産物(北区厚板8075号))
- 焼却場の場所の選定(○焼却場 ○焼却し)
- 引渡しを要するもの(対象) (諸書を作成し、下場所に保管すること。)
- 保管場所()

- (3) 特別管理産業廃棄物 ○可燃性油類 ○無機酸 ○無機塩 ○無機アルカリ ○PCB ○放射性アスベスト ○引火性油類 ○その他

なお、特別管理産業廃棄物の処理にあつては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理させること。アスベスト含有製品の処理については、別項「アスベスト含有製品の処理等」による。

(4) 有価金属

- 有価金属は、下記の業者で処分すること。
- ①札幌市競争入札参加資格者:物品・役務関係・再生資源関係業者
- ②廃棄物再生事業登録業者(地事登録)
- ③金属くず許可業者(警察許可)
- なお、搬出を行った際、領収書又は受入証書及び許可書等の写しを監督職員に提出すること。
- 有価金属は、材料引渡リストを作成し、下記保管場所に保管すること。
- (保管場所)

(5) フロン類の処理

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を遵守し、適正に処理すること。
- (6) 産業廃棄物運搬車両表示 産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「産業物の処理及び情報に関する法律施行令第9条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けなければならない。(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)

●揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物が含有しているおそれのある材料については安全データシート等により確認を行い、揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の採用に努めること。

使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合は、F☆☆☆☆は同等品とする。

また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行なうなければならない。

○揮発性有機化合物の室内濃度

測定対象工事の受注者は、検査機関(計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関)に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果の報告書等を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン

(2) 測定方法

札幌市公共建築局検査ハックウス対策指針及び関係指針に基づき、低減法(パッシブ法)により測定する。

- (3) 測定時期及び箇所 (測定位置等は監督職員と協議のこと)
- 施工前 箇所
- 施工後 箇所

札幌市都市局建築部

機械設備課

設計主任	姓 名	課 長	係 長	課 長	設計主任	年 月 日

工 事 名	社会資本整備総合交付金事業 大通交通拠点(新規拡張部)ほか冷暖房衛生設備工事 (新規拡張部冷暖房衛生設備工事)	図 番	01 / MS
図 部 名	特記仕様書 1	SCALE	

[illegible]

保溫防露仕様									
保溫防露仕様									
区分	施工場所	施工種別	保溫防露仕様				材料及び施工順序		
			保溫材	保溫厚さ			材料	施工順序	
保溫防露仕様									
鉄骨	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	P F	8 0 A 2 0 mm 3 0 0 A 2 0 mm			粘着テープ	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
鉄骨	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			粘着テープ	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	P F	8 0 A 2 0 mm 3 0 0 A 2 0 mm			粘着テープ	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
鉄骨	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			鉄 線	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
鉄骨	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	G W	8 0 A 2 0 mm 1 5 0 A 2 0 mm			鉄 線	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
鉄骨	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			鉄 線	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	G W	8 0 A 2 0 mm 1 5 0 A 2 0 mm			鉄 線	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
鉄骨	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			鉄 線	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
鉄骨	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	G W	8 0 A 2 0 mm 1 5 0 A 2 0 mm			鉄 線	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
鉄骨	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			鉄 線	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	G W	8 0 A 2 0 mm 1 5 0 A 2 0 mm			鉄 線	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧保溫板	〃	〃			7x18 5x202粘着テープ	7x18 5x202化粧保溫板	
鉄骨	床下・構内面	8 12x18 構造7x18 箔	〃	〃			8 12x18 構造7x18 箔張貼り	15 巾巻手紙	
	屋外露出・多量窓所	7x202鋼板仕上	〃	〃			鉄 線	7x202鋼板	(S U S 3 0 4 , t = 0 . 2 mm)
鉄骨	屋外露出（一段屋・廊下）	合成樹脂製バ―仕上	G W	8 0 A 2 0 mm 1 5 0 A 2 0 mm			鉄 線	合成樹脂製バ―	
	機械室・書庫・倉庫	7x18 5x202仕上	〃	〃			〃	7x18 5x202	
	天井・A/E 1/2 以内・空腔壁中	7x18 5x202化粧							

●その他注意事項

- (1) 防水貫通処理 ビット内等防水をしている部分を貫通する場合、防水型スリーブを使用し、かつ、コーキング施工をする。
- (2) 配管支持
 (1) 埋設配管は、土間スラブ配筋から支持金物により支持する。
 (2) 橋渡し主管・立て管は、地震・振動などにより脱落等を起こさないよう必要箇所に据え止め・固定面を行う。
 (3) ステンレス流し等のバック配管は、壁に固定する。(但し学校のみ)
- (3) 支持金物 外壁及び階層等の多量窓部等に使用する屋出配管等の支持金物は、SUS304とする。
- (4) バルブ名称
 (1) 室名等を記入し、「玉鎖」でバルブから吊るす。文字はエタメル書き等とする。
 (2) 本体位置は系統名等(室名)を記入し、バルブ操作口付近に設置する。
 (3) 消火水栓弁の表示をする。表示板は標準亚克力版(100mm×300mm)に、「消火水栓弁」として白色文字の彫り込みとする。
- (5) 工事記録写真 工事記録写真については、機械設備工事記録写真撮影要領(機械設備工事提出書類、様式第2及び第3表)及び国土交通省大臣官庁管理業務補助費工事費支出報告書(平成24年度)(本文・解説)による。印刷等の出力については、①プリンターはフルカラーで300dpi以上、②用紙・インク等は、通常の使用条件のもとで2年間程度顕著な劣化が生じないものを使用する。
- (6) 管内洗浄 洗浄及び排水検査は、管内洗浄仕様書による(機械設備工事提出書類、様式第2及び第3表)。
 検査項目は下記による(ビル管理法に該当する場合は() の項目を追加する。)
 検査項目：一般細菌・大腸菌・溶菌菌数および真菌菌数検査・重金属鉛検査・酸及びその化合物・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味・臭気・色度・濁度・残留塩素、(給及びその化合物・塩及びその化合物・銅及びその化合物・高濃度汚染物質)
 市水道直結部分、ポリエチレン管部分、使用部分は洗浄しない。
 消防官の指導監督受検は、土質引リ、0.00mmを原則とする。
 (1) タグットのフランジ用パッキンは、重アスベスト系のもを不使用する。
 (2) 防火区画内に設置する耐火大鋼管の床下の短冊は「防火区画貫透部60分遮炎性能」の規定に適合するものであること。
 (3) 露出部分のナットは、化粧ナットとする。
 (4) 屋内消火栓箱の仕様
 ①火報警装置は、縦行とする。(但し学校のみ)
 ②「消火栓」の表示は、透明亚克力板(300mm×100mm)とし、黄赤色塗装、文字白色、化粧ビス4ヶ所固定とする。
 ③換付方法のステッカーを付ける。
 ④ホース結束金具はE型とする。
 (5) ビット内シャフト内配管に系統及び流れ方向の表示を行う。
 (6) 屋外給排水送管の位置は、プレート等により表示する。
 (7) 屋外埋設管(排水管を除く)は、地表から300mm程度の深さに表示テープを埋設する。
 (8) 公道部の埋設給水管は、地表から700mm程度の深さに水汲漏れ検知シートを埋設する。

項 目	建築	電気	造作	衛生	備 考
躯体の設備配管用スリーブ及びボックス入れ	○	○	●	●	
同上のスリーブの補強	●	○	○	○	
天井壁取付け設備機置用穴あけ及び挿法	●	○	○	○	すみ出しは設備
ルーフレイン	○	○	○	○	相連は建築
散水用天井・床下接続口	●	○	○	○	位置は設備、すみ出し・工事は建築
設備機置用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修	○	○	●	●	
ドラフトチャンバー本体及び排気翼	○	○	○	○	
設備用機器基礎	●	○	○	○	
床下受水槽マンホール	○	○	○	○	
換気筒等の取付け用枠	○	○	○	○	
ビット内通過管	●	○	○	○	
設備機置取付け用地下地補強	○	○	●	●	
フード・ベントキャップ類のコーキング	○	○	●	○	

A

B

表面材
 着色カラー鉄板白色 0.35mm厚さ
 文字塗布は黒色ワタシ樹脂乾性エマルメル